



2021年6月11日

各 位

会 社 名： N C ホールディングス株式会社
代表者名： 代表取締役社長 梶原 浩規
(コード： 6236 東証第一部)
問合せ先： 管理本部長 村田 秀和
電話番号： 03-6859-4611

株主提案者との間の質問・回答に係る当社の見解に関するお知らせ

当社は、2021年5月28日、2021年6月22日開催予定の当社定時株主総会に関連して、株主提案者であるTCSホールディングス株式会社（ほか22社の法人）に対して大量保有報告書の共同保有者の範囲及び保有目的に関する公開質問状を送付し、これに引き続いて株主提案書との間で見解の交換を行っておりますところ、2021年6月9日、株主提案者に対し、一連の見解交換を踏まえた当社としての見解書（*）を送付しましたのでお知らせいたします。

株主提案者であるTCSホールディングス株式会社（ほか22社の法人）の当社議決権保有割合の合計は32.49%であるところ、株主提案者の共同保有者の範囲次第では、株主提案者の共同保有者の議決権保有割合の合計が当社議決権総数の3分の1を超える可能性があるため、強制公開買付け規制の適用の有無や当社経営の重要な事項に関する特別決議の否決の見込みの観点から、当該範囲は投資者の投資判断に重要な影響を与えるものです。また、議決権保有割合の約3分の1を保有するTCSホールディングス株式会社（ほか22社の法人）は当社にとってその他の関係会社ですが、当社の株主総会の出席率が例年60%程度で推移している状況を踏まえれば、株主総会において支配力を行使し得る存在であり、当社の他の株主との間に構造的な利益相反関係が生じる可能性も考えられます。したがって、今後の当社の経営方針、企業戦略の方向性、当社の提携先の範囲、当社株式の流動性等に事実上大きな影響を及ぼす株主提案者の保有目的を明らかにすることは、当該利益相反関係の監督・コントロールのために必要であり、投資者の投資判断に重要な影響を与えるものです。

これらの点は株主の皆様にとって重大な関心事であり、当社は、株主の皆様からも、情報提供を希望する旨のお問合せを受けております。TCSグループの大半は未上場の企業グループであり、一般投資家が入手できる情報には限りがあるところ、現に、株主の皆様からは、そのような支配的な株主に適切な情報開示を促し、説明責任を果たさせることは、当社としての少数株主に対する重要な責務ではないか、とのご指摘もいただいております。

こうした状況を踏まえ、当社は、これらの点に関して当社と株主提案者がそれぞれ発出した内容を、株主の皆様の利益に資する情報として公表することといたしました。

以上

（*）見解書の別添3（2021年6月2日付け情報提供書）は、本開示において省略しております。

TCSホールディングス株式会社（ほか22社） 御中

NCホールディングス株式会社
代表取締役社長 梶原浩規

見解書

当社は、貴社らに対し、2021年5月28日付公開質問状（別添1）を送付しましたところ、貴社らから2021年5月31日付け回答書（別添2）を受領しました。これを受け、当社は貴社らに対し、2021年6月2日付け情報提供書（別添3）を添付した2021年6月2日付け回答書兼質問書（別添4）を送付しましたところ、貴社らは2021年6月4日付け回答書を当社に対して送付しております（別添5。なお、別添1の文書は当社により、別添2、別添4及び別添5の文書は貴社らにより既に開示されております。）。

当社は、貴社らの2021年6月4日付け回答書につきましては、下記のとおり考えておりますので、本書においてお知らせいたします。なお、本見解書の添付資料においては、プライバシーに配慮し、既に貴社らにより開示されている情報も一部を黒塗りにしております。

1. 高山芳之氏と高山正大氏の大量保有報告書提出義務違反の疑いについての当社の主張は、多くの客観的事実に基づいており、貴社らは具体的な反論を行うことができていないこと

- 貴社らは、「高山芳之氏と高山正大氏は別人格であること」を理由に、当社の主張が単に高山芳之氏と高山正大氏が兄弟であるというのみをもって両名間の合意を推認していると非難しています（別添5・1～2頁）。
- しかし、当社の主張は、高山芳之氏と高山正大氏が兄弟であることのみをもって同人間の合意を推認したものではありません。この点で、貴社らは当社の主張を完全にすり替えており、全く反論が成立していません。
- 当社は、別添3の情報提供書のとおり、高山芳之氏と高山正大氏がTCSグループに対して有する実質的な資本関係、両名のTCSグループにおける役員就任状況、両名が今般の株主提案について現実に取った行動、両名と株主提案における提案内容との関係等、諸般の客観的事実を根拠として、合意が認められることは容易であると主張しております。
- 貴社らが、当社の指摘する客観的事実に対して、具体的な反論をすることなく、主張の応酬を避けて議論のすり替えを行っていることから、当社としては、高山芳之氏と高山正大氏の金融商品取引法違反の疑いはますます深まったものと理解しております。

2. 高山芳之氏と高山正大氏の「取締役としての人格」と「個人としての人格」が区別できるとする貴社らの主張には、何ら事実の根拠がないこと

- 貴社らは、高山芳之氏と高山正大氏が、今般の株主提案について、あくまで取締役としての判断を行っており、当社の主張が取締役としての判断と個人としての判断を区別しないものであると非難しております（別添5・2～3頁）。
- しかし、これまで当社が公開質問状等で明らかにしてきた事実及び別添3の情報提供書において指摘している多数の客観的事実からすると、高山芳之氏、高山正大氏及びTCS

ビジネスアソシエ株式会社が共同保有者に該当することは極めて明白であり、貴社らの主張は詭弁にすぎません。本件において、高山芳之氏と高山正大氏において、取締役としての判断と個人としての判断が区別されていると認めるべき事情は全くなく、貴社らの主張は事実に基づかない空虚な抽象論です。

- 社会通念上、1人の人物が異なる意思を同時に有していることなど、通常は想定されません。そのような説得力に欠ける弁解に終始している貴社らの主張は、高山芳之氏と高山正大氏の金融商品取引法違反の疑いについて認めたも同然であると認識しております。

3. 「重要提案行為等」に関する金融商品取引法違反の疑いについても、貴社らの反論は成り立っていないこと

- 貴社らは、株主提案を行うにあたって、大量保有報告書の「重要提案行為等」の欄に「該当事項なし」と記載していることには何ら問題がないとの主張を繰り返しています（別添5・3～4頁）。
- しかし、再三指摘しているように、当社の主張は、「重要提案行為等」の欄を問題にするものではなく、「保有目的」の欄を問題とするものですので、貴社らの主張は全く反論になっておりません。当社は、貴社らの反論において援用されている大量保有府令第1号様式の記載上の注意（11）ではなく、記載上の注意（10）を根拠として金融商品取引法違反の疑いを主張していることを明示し、誤解なきよう注意喚起しているにもかかわらず、貴社らは同様のすり替えを今回も繰り返していますので、当社としては、貴社らによる論点のすり替えは意図的なものであると考えざるを得ません。
- 貴社らが当社の主張に正面から反論せず、（意図的な）論点のすり替えにより、反論した体裁を取り繕っていることを踏まえれば、貴社らの金融商品取引法違反（変更報告書提出義務違反）の疑いは、ますます深まったものと理解しております。

以上

2021年5月28日

TCSホールディングス株式会社（ほか22社） 御中

NCホールディングス株式会社
代表取締役社長 梶原浩規

公開質問状

2021年4月26日に、貴社らが当社に提出した株主提案について、以下の通り質問させて頂きます。2021年5月31日までに書面でご回答ください。

1. **当社への株主提案権の行使や大量保有報告書の提出にあたり、高山正大氏、高山芳之氏、TCSビジネスアソシエ株式会社の3名義の保有株式について、共同保有者から除外した理由について具体的にお答えください。**

- 貴社らは、「TCSグループ」と称して多数の法人で共同保有者グループを形成し、投資活動を行っており、今回当社に対しての株主提案権行使にあたっては、TCSホールディングス株式会社のほか22社が共同保有者であると自称しています（合計の議決権保有割合は32.49%に相当します。詳細は別紙を参照ください）。
- 他方で、貴社らは、TCSグループ各社で代表取締役や取締役を多数兼務する高山正大氏、高山芳之氏の両氏、および高山正大氏が代表取締役を務めるTCSビジネスアソシエ株式会社の3株主の保有株式について、当初の株主提案書においては、高山正大氏、高山芳之氏の所有株式数を「0株」と記載するなどして、共同保有者から除外していました。また、貴社らの現在の主張では、これら3株主は貴社らと「共同して株券等を取得し、譲渡し、又は議決権その他の権利の行使等を行うことを合意している者」には当たらないとして、共同保有者から除外しているとのことです。
- しかし、当社では、これら3者も貴社らの共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑いがあると認識しております。
- とりわけ、当初の株主提案者（貴社ら23社）にこれらの3名義を合算した議決権保有割合は33.34%という上場会社の経営支配権の異動を左右する重大な閾値にあり、また、当社の株主総会における例年の議決権行使率が60%程度で推移していることからも、これら3名義が共同保有者から除外された理由は、少数株主にとって重大な関心事項であると考えられます。（状況によっては公開買付規制との関係も問題になるケースが在り得ると思われます）
- 以上を踏まえ、なぜ当社への株主提案権の行使にあたり、「高山正大氏の保有株式、高山芳之氏の保有株式、TCSビジネスアソシエ株式会社の保有株式」について共同保有者から除外したのか、また、なぜそもそもこれらを共同保有者から除外して大量保有報告書を提出したのか、その理由を、下記「前提となる事実」も踏まえて、少数株主の皆様にも分かりやすくご説明ください。

（前提となる事実）

- ① 貴社らは、明治機械株式会社（東証第二部：6334）に対して投資を行っています。

- 直近の変更報告書を当社で確認した限りでは、貴社らは共同保有者（約 30 社の株主）合計で明治機械株式会社の株式（以下「明治機械株式」といいます。）を 50.26% 保有しており、これら共同保有者の顔ぶれは当社に対する株主提案の共同保有者と大半が重複していました。（なお、当社 100%子会社である日本コンベヤ株式会社も 16.89%を保有する共同保有者として、この 50.26%の内数に含まれております。）
- ② 明治機械株式を保有するにあたり、貴社らは「高山正大氏の保有株式、高山芳之氏の保有株式、TCS ビジネスアソシエ株式会社の保有株式」の 3 名義を共同保有者に含めており、保有目的において「TCS グループ全体で連携を図ること」と言及するなど、これら 3 名義を含めて TCS グループとして協調行動を取っていることを自ら明らかにしています。
- ③ ここで改めて、明治機械株式会社に対する共同保有と当社（NC ホールディングス）に対する共同保有の相関を整理します。(a) 貴社らが明治機械株式に対する変更報告書において「TCS グループ全体で連携を図ること」を標榜しており、かつ当社の 100%子会社である日本コンベヤ株式会社も共同保有者に含まれていること、(b) 当社への株主提案を通じて貴社らが当社の経営体制を掌握することによって、明治機械株式の共同保有者である日本コンベヤ株式会社（16.89%）の実効支配が強まり、それにより明治機械株式会社への支配も更に強まる構造にあることを踏まえれば、明治機械株式会社に対する投資行動と当社に対する投資行動は共通の利害関係のもとにあること、(c) 当社に対する株主提案を行った貴社ら 23 社は、高山正大氏、高山芳之氏が代表取締役や取締役を務める会社が多数含まれており、一般的な投資家が大量保有報告書制度に期待する情報の役割（会社の支配権変動の可能性や経営に影響を及ぼす可能性を示す情報としての有用性）から見て、上述の 3 名義を共同保有から除外することはミスリードであること、などを踏まえれば、当社が「これら 3 者も同社の共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑い」があると表明したことには相応の合理的根拠があり、むしろ「高山正大氏の保有株式、高山芳之氏の保有株式、TCS ビジネスアソシエ株式会社の保有株式」の 3 名義を敢えて共同保有者から外す貴社らの判断こそが不可解と言えます。
- ④ 加えて、高山芳之氏及び高山正大氏は、TCS の株主提案における取締役候補者であり、株主提案者と異なる議決権行使を行うことは事実上、考えられません。
- ⑤ さらに、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、TCS ホールディングス株式会社のグループ会社であることが同社のホームページ等において標榜されており、高山正大氏が代表取締役、高山芳之及び矢野氏が取締役であるほか、同社の取締役 5 名全員、及び、全監査役（1 名中 1 名）が TCS グループに属する者です。
- ⑥ その他、ここには敢えて記載しませんが、高山芳之氏、高山正大氏及び TCS ビジネスアソシエ株式会社が、貴社らと同様の議決権行使を行うことを示す事実関係がほかにも複数存在します。
- ⑦ なお、3 名義を共同保有者として加算した場合に、貴社らの議決権保有割合は 32.49%から 33.34%に上昇します。当該比率は、当社の株主総会における例年の議決権行使率が 60%程度で推移している事実に照らして支配的株主の情報として極めて重大な意味を持つのみならず、状況によって公開買付規制との関係でも十分に

注意を払うべき必要があると考えられます。これらを踏まえ、当社は、貴社らの投資行動について、証券取引等監視委員会へ既に情報提供を行っておりますが、併せて、関係各所に対しても情報提供を行う予定ですのでご承知おきください。

2. TCS ビジネスアソシエ株式会社の資本関係(同社の株主と、TCS グループとの関係)について具体的にご回答ください。

- 前述の通り、貴社らは TCS ビジネスアソシエ株式会社の持分を共同保有者から除外しておられます。また、2021 年 5 月 19 日に貴社らがホームページで開示した資料によれば、「TCS ビジネスアソシエ株式会社は、私共 23 社とは資本関係がございません」との記載がございます。
- その一方で、貴社らは、株主提案の取締役候補者である高山正大氏の選任理由において、「TCS ビジネスアソシエ株式会社など、現在多数の会社の代表取締役を歴任」している「豊富な経験・実績」が、「当社の継続的な発展に不可欠」であると主張しています。
- また、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、アンドール株式会社の 2020 年 6 月 19 日提出の有価証券報告書及び株式会社アイレックスの 2020 年 6 月 30 日提出の有価証券報告書において、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）」として記載されているところ、両社の役員のうち、両社のいずれにも就任している役員は高山正大氏のみです。
- 当社の少数株主にとって、貴社らと資本関係が無いという TCS ビジネスアソシエ株式会社が、「高山正大氏及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社またはその子会社に該当するのではないか」、「なぜ社名に TCS を冠しているのか」、「なぜ高山正大氏が TCS ビジネスアソシエ株式会社の代表取締役を務めた経験・実績が、NC ホールディングスの発展に不可欠」であるかは、重大な関心事です。
- 以上からすれば、TCS ビジネスアソシエ株式会社の株主及び資本関係（TCS グループと TCS ビジネスアソシエ株式会社の株主との関係）は、まさに当社の少数株主にとってガバナンス・コンプライアンスの最大の関心事です。この点、貴社らはホームページ上で、「秘密主義を打破し、ガバナンス・コンプライアンスの問題を解決した上で、オープンで安定的な経営を行うことが可能」と標榜しておられますので、ぜひ「オープン」にご回答ください。
- なお、東京証券取引所の「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」が 2020 年 9 月 1 日に公表した「中間整理」では、近時の支配株主と少数株主の間の利益相反やその監督・コントロールについての情報開示が不足しているとの問題意識について言及したうえで、今後の情報開示の方向性について、「少数株主や投資者の予測可能性を高め、十分な情報に基づいた投資判断ができるようにするために、上場会社のガバナンスに関する合意や、利益相反やその監督・コントロールの考え方・方針等を含め、情報開示の充実を図ることが考えられる。具体的には、取締役の指名権や支配株主・支配的な株主による持株比率維持や株式買増し、支配株主・支配的な株主の保有する当該上場会社株式の売渡しに関する事項等について支配株主・支配的な株主と上場会社との間で合意している内容や、支配株主・支配的な株主が上場会社をどのように運営する考え方や方針であるかについて、情報開示を充実させることが考えられる。」と言及しています。この点も十分にご留意ください。

3. 貴社らが、金融商品取引法違反の疑い(変更報告書の提出義務違反の疑い)があることについて、見解をお聞かせください。

- 金融商品取引法においては、大量保有報告書・変更報告書の提出にあたり、「『純投資』、『政策投資』、『重要提案行為等を行うこと』等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること」(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10))とされ、「発行者の事業活動に重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を行うことを保有の目的とする場合、保有目的欄に最低限『重要提案行為等を行うこと』、必要に応じさらに詳細に記載することが求められる」と解されています(池田唯一ほか『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』198頁)。
- また、「事業会社であっても重要提案行為等を行うことを保有の目的とする場合は、その旨保有目的欄に記載する必要がある」とされています(町田行人=森田多恵子「大量保有報告書の作成・提出上の留意点〔上〕」商事法務1861号46頁)。
- 貴社らの株主提案は、「現任の代表取締役である梶原社長の事実上の解任(実質的な『代表取締役の解職』)」や「取締役の人数を8名から10名に増員し、現任3名を事実上解任して新任5名を選任する取締役会構成の重大な変更(『役員の構成の重要な変更』)」が含まれており、金融商品取引法施行令が定める重要提案行為等に該当すると考えられるところ、本株主提案の提案者であるTCSホールディングス株式会社ほか22社が、当社株式の大量保有者として提出している2017年7月24日提出に係る変更報告書においては、いずれも「保有目的」について「重要提案行為等を行うこと」が含まれておらず、金融商品取引法違反の疑いがあります。
- 貴社らの当社株式の保有比率が議決権割合で1/3に相当し、例年の総会議決権行使率に照らせば過半数に及び得ることを踏まえれば、そのような支配的株主に金融商品取引法違反の疑いがあることは、少数株主を含む投資者にとって重大な関心事です。これらの点について、改めて貴社らの見解を具体的にお聞かせください。
- なお、当社は、貴社らの変更報告書において「重要提案行為等」の欄に「該当事項なし」と記載されていることについて金融商品取引法違反の疑いがあると述べているものではありません。貴社らのご主張においては、その点についての反論と思しき記載が多くございますが、誤解なきようお願いします。

以上

TCS グループによる NC ホールディングスおよび明治機械の株式保有状況

(直近の変更報告書より作成)

No.	保有者名（提出者及び共同保有者）	※	NC ホールディングスの 議決権保有割合	明治機械の 議決権保有割合
1	アンドールシステムズ株式会社		0.08%	-
2	アンドール株式会社		0.89%	0.89%
3	インターネットウェア株式会社		2.04%	2.83%
4	エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社		0.56%	-
5	エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社		1.24%	4.01%
6	コムシス株式会社		1.07%	0.60%
7	コンピュートロン株式会社		1.21%	1.15%
8	シグマトロン株式会社		2.46%	1.99%
9	ニッポー株式会社		0.78%	0.35%
10	ハイテクシステム株式会社		1.79%	0.33%
11	ムトーアイテックス株式会社		0.81%	0.57%
12	ユニシステム株式会社		1.08%	0.59%
13	北部通信工業株式会社		1.64%	0.41%
14	医療システムズ株式会社		0.33%	0.56%
15	日本コンベヤ株式会社【当社 100%子会社】		-	16.92%
16	東京コンピュータサービス株式会社		1.50%	0.63%
17	株式会社アイレックス		0.24%	0.49%
18	株式会社サイプレス・ソリューションズ		0.44%	0.34%
19	株式会社セコニック		0.50%	3.81%
20	株式会社セコニックホールディングス		0.38%	-
21	株式会社テクノ・セブン		1.84%	3.54%
22	株式会社テクノ・セブンシステムズ		0.21%	-
23	株式会社ムトーエンジニアリング		0.86%	-
24	株式会社ムトーエンタープライズ		0.68%	0.44%
25	株式会社明成商会		0.43%	0.48%
26	武藤工業株式会社		1.02%	0.86%
27	豊栄実業株式会社		5.02%	0.40%
28	金融システムソリューションズ株式会社		0.58%	0.80%
29	MUTOHホールディングス株式会社		1.53%	1.96%
30	NCシステムソリューションズ株式会社		-	1.51%
31	TCS ホールディングス株式会社		1.30%	1.17%
32	高山正大	※	保有あり	1.21%
33	高山芳之	※	保有あり	1.21%
34	TCS ビジネスアソシエ株式会社	※	保有あり	0.31%
	合計		32.49%	50.35%
			※No. 32~34 を含めると 33.34%	

※株主提案者らは NC ホールディングスに対する株主提案にあたって、No. 32~34 の 3 名義を共同保有者に含めていないものの（含めた場合の議決権保有割合の合計は 33.34%）、明治機械株式会社の変更報告書においてはこ

これら 3 名義も共同保有者に含めた上で、保有目的に「TCS グループ全体で連携を図ること」を明記している。

(註 1) NC ホールディングスの議決権保有割合については次の通り。

・総議決権個数：2021 年 3 月末時点

・No. 1～31 の各議決権保有割合は 2017 年 7 月 24 日付提出の変更報告書記載の保有株式数より算出

・No. 32～34 については 2021 年 3 月末時点の保有議決権個数より算出

(註 2) 明治機械株式会社の議決権保有割合については次の通り。

・総議決権個数：2020 年 9 月末時点

・No. 1～34 の各議決権保有割合は 2020 年 4 月 2 日付提出の変更報告書記載の保有株式数より算出

(註 3) No. 1、4、14、20、22、23 の 6 名義については、株主提案時点において存在しない会社であったが、
今般の株主提案者として名を連ねていた。株主提案者らは、その旨の指摘を受けると当該 6 名義を削除した。

2021年5月31日

NCホールディングス株式会社 御中

TCSホールディングス株式会社ほか22社を代表して
TCSホールディングス株式会社
代表取締役 高山芳之

回 答 書

NCホールディングス株式会社(以下「NCホールディングス」といいます。)より2021年5月28日付で頂戴した「公開質問状」について、当社は、当社ほか22社(以下「当社ら」といいます。)を代表して、以下のとおりご回答いたします。

なお、NCホールディングスは、2021年5月28日に公開質問状を公開し、その回答を同月31日までに求めているところ、その準備期間は実質的に1営業日にも満たないもので、このように極めて短時間での回答を求めるNCホールディングスの態度それ自体が不誠実・不適当であると言わざるを得ません。

第1 前提事実

当社らは、2021年4月26日、正当な株主権の行使として、NCホールディングスに対し、株主提案をいたしました。その理由は、NCホールディングスの現代表取締役である梶原氏らについて、当社らへの告発等を通じて、もはや信任できないと判断するに至る重大な事実が判明したからです¹。

その後、NCホールディングスは、2021年5月14日に、当社らがあたかも金融商品取引法に違反しているかの如く記載した「当社に対して提出された株主提案とこれに対する当社の反対意見に関するお知らせ」と題する文書を開示しました。なお、かかる開示に先立ち、当社らに対し、NCホールディングスから事実関係の有無に関する確認などは、一切なされませんでした。

当社らは、上記NCホールディングスの開示は遺憾であると考え、開示された5月14日の翌営業日に当たる5月17日に、当社らのうち4社から、NCホールディングス及びその各取締役に対し、いかなる事実が金商法違反に該当するのか具体的に説明するよう要求する「質問状」(別紙1)²を内容証明郵便及びFAXで送付しております。この質問状では、NCホールディングスに十分な回答期間を与える趣旨で、回答期限を1週間後の2021年5月24日までとするとともに、万一、NCホールディングスからの具体的指摘により当社らに金商法違反の事実が確認されたならば、適切に対応する旨も述べております。³加えて、5月19日に、当社らの見解を示した「NCホールディングス

¹ これについては、本題から離れますので本書では割愛いたします。詳細は、当社らが別途開示している各種資料をご参照ください。

² 当社らは、内容証明郵便のやり取りを全部公表することについて躊躇する思いもございますが、NCホールディングスが「公開質問状」という形式で問うてきている事実がございますので、関連するやり取りのうち、当社らとNCホールディングスとの間のものについて、今般公表するものです。

³ なお、「質問状」は、NCホールディングス及び個別の取締役8名全員に対して送付したのではあり

株式会社取締役会による当社株主提案への反対意見に関する当社考え方について」を開示するなどの対応もしております。

しかしながら、NCホールディングスは、高木取締役・高山取締役・矢野取締役から「質問状」に対する回答⁴が2021年5月24日にあったほかは、2021年5月24日までになんらの回答もしておらず、現在に至っても、当社からの「質問状」に対し、実質的な回答をすることをしておりません。

唯一、弁護士に対して連絡してほしい旨の形式的な「要請書」(別紙2)が、2021年5月24日の期限を過ぎた時点で、送付されているに過ぎない状況になります。しかし、この「要請書」とて、いかなる範囲で委任関係があるのか不明確なままのものであり、かつ、当社が代理する弁護士があたかも弁護士倫理規程に違反するかのような高圧的な態度を取るものでした。

その後、当社から、再度 2021年5月27日付にて、早期に(遅くとも6月2日までに)回答することを求める「連絡書」(別紙3)を内容証明郵便及びFAXにて送付しておりますが、これについてもやはり本書送付の時点で回答はありません。

このように、NCホールディングスは、当社からの「質問状」(別紙1)「連絡書」(別紙3)を事実上無視しているという経緯の中で、2021年5月28日に公開されたものが、今回の「公開質問状」であることになります。

第2 NCホールディングスの対応が不適当・不誠実であること

1 現時点での公開質問状を呈することそれ自体が不適切であること

(1) 上記の通り、NCホールディングスは、2021年5月14日において、当社に関する金融商品取引法違反の疑義を指摘しております。改めて申し上げるまでもありませんが、他者に対して法律違反の指摘をすることはその名誉・信用を毀損しうる行為でありますから、慎重に行うべきものであり、もしも十分な根拠もなくこのような指摘をしているということであれば、極めて悪質な行為であると言わざるを得ません⁵。上場会社であれば尚更です。

ここで、2021年5月14日におけるNCホールディングスの開示内容を見ても、当社らがなぜ金商法に違反しているのか、その具体的な事実の摘示はなく、抽象的な違反の指摘のみがされている状況にあります。このように、指摘内容が抽象的内容にとどまっていること自体、果たしてNCホールディングスが十分な根拠の下に、当社らの名誉・信用を毀損しうる開示をしたものか、多大な疑問があるといえます。

ますが、NCホールディングスの本社所在地への内容証明郵便の発送とFAXに留めました。その理由は、もしもこのように「公開」される際に、個々の取締役の住所が晒されることになると、プライバシーの侵害になるかもしれないという配慮と、回答期限を5月24日(月)としたことで、NCホールディングスにしか送付されなくても、この日にNCホールディングスは取締役会を予定していたので、取締役各位も、十分に当社からの「質問状」を検討することができると考えたためです。

⁴かかる回答の概要については、2021年5月27日付で当社が公表した「NCホールディングス株式会社の第5回定期株主総会招集ご通知の記載に関する当社の考え方」の中で公表しております。

⁵なお、NCホールディングスは金商法違反の「疑い」という表現を用いておりますが、このような記載を見た通常の人物は当社らが金商法に違反したものと誤信する可能性が高く、やはり悪質であるといえます

- (2) そこで当社らは、2021年5月17日にNCホールディングスに対し「質問状」(別紙1)を送付しました。

その趣旨は、NCホールディングスが具体的根拠の記載をほとんどしていない状況にあつたために、果たして本当に具体的根拠を有しているのか正すとともに、もし不適切な開示をしたということであればNCホールディングスにおいて自主的に撤回する機会を与え、他方、万一にも当社らについて自覚しないような法律違反の具体的根拠が存在するのであれば、当社らとしても速やかに誤りを正す必要があると考えたからです。

また、「質問状」では、当社らの金商法違反の疑義に関する認識及び解釈を念のため付しております。即ち、当社らが金商法に違反していないと思われることについて、この時点で既に当社らの認識を明らかにしている訳です。

- (3) しかしながら、NCホールディングスは、「質問状」を事実上無視するのみならず、この時期に及んで「公開質問状」を送付するという対応をしています。

通常、公開質問状の送付は、ある事実について疑義があるが確信が持てないという場合に、その疑義が事実であるかどうかを確認する目的でなされるものです。すなわち、このような公開質問状が送付されたということ自体、NCホールディングスとしても、当社らが金商法に違反したという具体的な根拠を保持しているわけではないということを意味していると考えられます(さもなければ、NCホールディングスは、当社らの金商法違反の具体的根拠を摘示すればよいはずです。)。

そして、上述のとおり、NCホールディングスは2021年5月14日に当社らの名誉・信用を毀損しうる文書を公開しているわけですから、当然その時点で、当社らの金商法違反について、具体的根拠を保有しているべきです。もしも、当社らに対しなんらかの質問をおこない、事実関係を確認する必要があるのであれば、開示をおこない当社らの名誉・信用を毀損するより前に、質問をすることが当然の対応といえます。

にもかかわらず、既に当社らの名誉・信用を毀損しうる開示をおこなっているこのタイミングに至って公開質問状を送付したことは、NCホールディングスが、具体的根拠をなんら有さず、当社らが金商法に違反したかの如く開示したに過ぎないことを自ら認めているに等しいものといえます。

このようなNCホールディングスの対応は、当社らの名誉・信用を具体的根拠なく毀損するもので、コンプライアンスを軽視した極めて悪質・不適切な行動であると言わざるを得ないものです。

2 NCホールディングスの対応が不誠実であること

- (1) NCホールディングスが2021年5月14日に当社らの名誉・信用を毀損しうる開示をしたのち、翌営業日に当たる同月17日に、当社らはNCホールディングスに対し「質問状」(別紙1)の送付をいたしました。これは、金商法違反の指摘が万が一にも事実であれば、当社らとして早期に改善することが上場会社としての務めであると考えていたからに他なりません。も

つとも、NCホールディングスに無理な要望をすることは避けるべきとの考え方から、回答期限は2021年5月24日とし、十分な余裕を与えたものです(なお、上述のとおり、他人の名誉・信用を毀損しうる行為をする場合、その時点で具体的根拠を準備していく当然といえますから、本来このように十分な期間を与えることは不要といえます)。

すなわち、当社らは、NCホールディングスに対しても誠実に対応するべく、当社らとしては迅速に対応・回答する一方、NCホールディングスに対しては、回答するための十分な期間を与えております。

(2) これに対し、NCホールディングスは、当社らによる質問状の送付(5月17日)からおよそ2週間を経過した本書送付の時点においても、未だ質問状に対する実質的な回答をしておりません。すなわち、一方的に他者の名誉・信用を毀損しうる事実の開示をしながら、その具体的根拠は全く示さない態度をなおも継続しているのです。

のみならず、NCホールディングスは、自らは質問状に対し回答することは拒みながらも、当社らに対し、一方的に公開質問状の送付をしております。しかもその回答期限は、公開質問状の送付の翌営業日に当たる2021年5月31日としているものです。

すなわち、NCホールディングスは、当社らからの質問状に対してはその対応を拒否する一方、自らの送付する公開質問状については、翌営業日に回答期限を設定するという、自己の都合のみを優先する対応をしているものです。さらに申し上げれば、当社らとして公開質問状の手段を否定するものではありませんが、公開質問状を送付するのであれば、まずは当社らからの質問状に回答してからとするのが道理ではないでしょうか。

このような、NCホールディングスの自己の都合しか考えないかのような姿勢は、上場会社として、あまりにも不誠実であるものと考えます。

第3 NCホールディングスに対する要請

上記のとおり、NCホールディングスは、現時点で当社らが金商法に違反するといえる具体的事情をほとんど開示しておりません。また、当社らの送付した質問状・連絡書についても事実上その回答を示しておりません。

このようなNCホールディングスの態度からすれば、具体的根拠を欠くにもかかわらず、当社らの名誉・信用を毀損している強い疑義があるものと言わざるを得ません。NCホールディングスとして当社らの金商法違反の事実について具体的な根拠を示すことができないのであれば、可及的迅速に、NCホールディングスにおける、当社らが金商法に違反している旨を含む一切の開示を撤回することを強く求めます。また、2021年5月31日発送予定のNCホールディングス第5回定時株主総会招集通知からも、同趣旨の記載の一切を削除するよう併せて申し入れます。

他方、NCホールディングスが、もし当社らの金商法違反について具体的な根拠をお持ちということであれば、可及的速やかに(遅くとも、既に連絡書において記載した2021年6月2日までに)かかる根拠を開示することを求めます。

第4 公開質問状に対する回答

上述の経緯からすれば、当社らとして、公開質問状に回答する必要があるとは考えておりません。当社らに金商法違反の事実があるとすれば、まずはその指摘を公然とおこなったNCホールディングスにおいて具体的に掲示すべきであると考えられますし、そもそもNCホールディングスが、当社らが先に送付した「質問状」「連絡書」を無視しているという状況にあるからです。

しかしながら、NCホールディングスの他の株主の皆様の中には、当社らの金商法違反の疑惑について、既にNCホールディングスの不当な情報の公表によって、ご関心をお持ちの方もいらっしゃると思います。株主提案をしている私たちとしましては、以下において必要な範囲で回答いたします(ただし、1営業日に満たない期間での回答を求めるNCホールディングス側の要請により、当社らとしても十分な調査を実施できていないこと、予めお断りさせていただきます。)。

1 質問事項1及び質問事項2について

まず、高山芳之氏・高山正大氏は、あくまで個人として、それぞれNCホールディングスの株式を保有しておるとお聞きしております。同氏らがTCSグループにおける一部会社の代表取締役を務めているとしても、会社を通じた代表取締役としての株主権の行使内容と、あくまで個人として保有している株式についての株主権の行使内容が異なることは当然あり得るもので、なんら矛盾しないものです。

そして、高山芳之氏及び高山正大氏個人については、両人間及び他のTCSグループ各社との間において、NCホールディングスの株式について共同保有する合意をなんらしていないわけですから、共同保有関係にはないものと判断しております。また、ある会社について共同保有の合意をしていること、NCホールディングスの株式について共同保有の合意をしていることは、全く別の問題です。高山芳之氏・高山正大氏は、その保有するそれぞれの株式について個別にどのように行使するか思案し、それぞれ別途株主権行使しているからです。

TCSビジネスアソシエ株式会社(以下、「B・A社」といいます。)に至っては、そもそも資本関係さえ存在しないわけですから、共同保有関係にないことはむしろ自然であるとさえいえるものです。

そもそも、NCホールディングスは、2021年5月14日の開示において、当社ら23社と、高山芳之氏・高山正大氏及びB・A社との間の「共同保有」に関する金商法違反の疑惑を公表したのですから、具体的に、いつ、どのような「共同保有」の合意を、当社ら23社と、高山芳之氏・高山正大氏及びB・A社との間で行ったのか、公表すべきです。そもそも今更このようなことを質問すること自体、「疑惑」の根拠を有していなかったという名誉・信用毀損の自認行為です。

また、NCホールディングスにおいて、B・A社が当社らあるいは高山芳之氏・高山正大氏と資本関係のあることについて、具体的にお示しいただくべきであると考えます。

2 質問事項3について

当社らは、NCホールディングス株式を保有するにあたり、原則として株主提案権(重要提案行為等を含む)行使することを想定しておりませんでした。あくまで、グループ会社としてのシナジー形成のために、株式を保有していたものです。

もっとも、今般、梶原社長についてもはや信任できないと判断するに至る事情が判明したことから、やむを得ず急遽株主提案権行使するに至ったものです。

このように、当社らは、重要提案行為等をおこなうことをその目的とはしておりません。

むしろ、NCホールディングスにおいて、当社らが重要提案行為等をおこなうためにNCホールディングス株式を保有していたことを示す具体的根拠をお持ちでしたら、早急にお示しください(さもなくば、NCホールディングスにおける開示内容は、やはり違法に当社らの名誉・信用を毀損するものと言わざるを得ません)。

第5 さいごに

結局のところ、NCホールディングスの梶原浩規氏ら3名の取締役は、自己の「会社提案」(第1号議案)を定時株主総会で承認可決され、当社らの「株主提案」(第3号議案)を否決させるために、十分な調査をすることもなく、金商法違反の疑惑を持ち出し、当社ら並びに高山芳之氏・高山正大氏及びB・A社の名誉・信用を毀損することによって、当社らの「株主提案」を毀損させようとしたことは、寧ろ明らかではないでしょうか。

当社らは、この1年間の梶原浩規氏ら3名の取締役の言動についてNCホールディングスの内外から告発状を授受し、梶原浩規氏ら3名の取締役に秘密主義・コンプライアンス意識の欠如があるということを知ったため、これら3名の取締役を次期定時株主総会で再任するべきではないと決めたものでした。今般の対応1つを取っても、その判断は誤りではなかったと感じる次第です。

引き続き当社らとしましては、他の株主の皆様のご了解を得て、「株主提案」(第3号議案)を承認可決させ、このような極めて不適切な態度を取る梶原浩規氏ら3名の取締役の再任を含む「会社提案」(第1号議案)を否決させるよう、鋭意努力を続けて参ります。

また、NCホールディングスにおかれましては、早急に、実質的な内容のある、「質問状」(別紙1)及び「連絡書」(別紙3)への回答を行うこと、特に、本日発送予定とお聞きしている「定時株主総会の招集通知」添付の参考書類において、当社らの名誉・信用及び株主権侵害行為を行うことをやめて頂くことを、強くお願いするところです。

以上

2021年6月2日

TCS ホールディングス株式会社（ほか22社）御中

NC ホールディングス株式会社
代表取締役社長 梶原浩規

回答書兼質問書

当社は、貴社らに対し、株主提案者である貴社らの2021年5月31日付け回答書（以下「貴回答書」といいます。）について、貴社らの金商法違反の疑惑が深まったものと認識しておりますので、以下のとおり、当社の見解を申し上げるとともに、後記6の質問をいたします。後記6の質問につきましては、2021年6月4日(金)までにご回答ください。

1 当社は、貴社らを宛先とした2021年5月28日付け公開質問状（以下「公開質問状」といいます。）において、多くの具体的な事実及び法的根拠を明示したうえで、高山芳之氏、高山正大氏（以下、両名を「高山兄弟」といいます。）及びTCS ビジネスアソシエ株式会社（以下「TCS ビジネスアソシエ」といいます。）の3株主には当社株式に係る大量保有報告書提出義務違反の疑いがあるとの認識のもと、2点につき質問をいたしました（質問事項1及び2）。

これに対し、貴回答書における貴社らの回答は、当社が示した多くの根拠に対しては一切答えることなく、漫然と「根拠がない」であるとか、高山芳之氏及び高山正大氏個人は個人として当社の株式を保有しているから関係ない（共同保有の合意がない）という旨を繰り返し述べています。

しかし、これまでの高山兄弟によるTCS グループの経営支配の実態のみならず、公開質問状でお示しした株式保有関係及び役員の就任状況をみれば、高山兄弟がTCS グループを事実上支配していることは、誰の目にも明らかです。

当社は十分な根拠を明示的に示しているにもかかわらず、貴社はこれらについて一切反論することなくすべて無視して「根拠がない」と繰り返していますが、これはいかにも無理のある強弁であり、かかる強弁を繰り返せば繰り返すほど疑惑は深まります。

これでは、貴回答書は、公開質問状への「回答書」と称しながら、当社に対して何も「回答」していないに等しいものです。貴社らが、かような「回答」しかできなかつたことにより、貴社らの金商法違反の疑惑がより一層深まるに至ったと言わざるを得ません。

2 当社は、公開質問状において、上記金商法違反の疑いの根拠となる具体的な前提事実の一部を、極めて詳細に記載いたしました。

しかるに、貴社らは、これらに一切反論することなく、「NC ホールディングスが、も

し当社らの金商法違反について具体的な根拠をお持ちということであれば、可及的速やかに……かかる根拠を開示することを求める」となどと述べておられます。

したがって、やむを得ませんので、根拠として別添「情報提供書」をお示しいたします。

具体的には、当社は、2021年5月13日、証券取引等監視委員会に対し、貴殿らの当社株式に関する金融商品取引法違反の疑いに関する情報提供を行っておりますが、別添「情報提供書」のとおり、より詳細な情報提供を行っておりますので、貴社らにもこれをお送りする次第です。

別添「情報提供書」に記載した数々の具体的・客観的事実を踏まえれば、貴社らの金商法違反について疑念が生じるのは極めて当然のことであると言えます。

3 貴社らは、貴回答書において、「万一にも当社らについて自覚しないような法律違反の具体的根拠が存在するのであれば、当社らとしても速やかに誤りを正す必要がある」などと一見殊勝なことを述べておられますが、別添「情報提供書」に記載した事実は、いずれも貴社らにおいて十分ご認識であるはずの客観的事実であって、貴社らが金商法違反の疑いの具体的根拠について自覚していないことなど、およそあり得ないものです。

とりわけこの点に関連して、貴社らは、貴回答書において、「NC ホールディングスにおいて、[TCS ビジネスアソシエ] が当社らあるいは高山芳之氏・高山正大氏と資本関係のあることについて、具体的にお示しいただくべきである」と述べておられますので、以下のとおり具体的にお示しします。

すなわち、TCS ビジネスアソシエは、新栄実業株式会社（代表取締役 高山芳之氏）（以下「新栄実業」といいます。）及び高栄商産株式会社（代表取締役 高山正大氏）（以下「高栄商産」といいます。）が各 50% の株式を保有しています。新栄実業は、高山芳之氏の未成年の子である高山 [] 氏及び高山 [] 氏が各 50% の株式を保有しています。高栄商産は、高山正大氏の未成年の子である高山 [] 氏が 100% の株式を保有しています。

高山芳之氏及び高山正大氏は、自らの子の法定代理人として、当該子の所有する株式について保有者そのものとされます（金商法 27 条の 23 第 3 項 2 号）。すなわち、両氏は、自己の子の法定代理人として新栄実業及び高栄商産をそれぞれ完全に支配することができますので、各会社の実質的な株主であります。

貴社らは、「TCS ビジネスアソシエ株式会社に至っては、そもそも資本関係さえ存在しない」と述べておられますが、実際は、高山芳之氏及び高山正大氏は、金商法上、それぞれ新栄実業及び高栄商産の株式の保有者とされ、これらの会社を通じて TCS ビジネスアソシエの議決権を自己の意思で行使できるため、同社との間で実質的な資本関係を有しているのであり、「資本関係がない」と断言する貴社らの主張は、極めて誤導的で虚偽に等しいものです。

その他にも、別添「情報提供書」に記載した極めて多くの根拠事実に照らせば、高山芳

之氏、高山正大氏及び TCS ビジネスアソシエは、貴社らの「共同保有者」（金商法 27 条の 23 第 4 項）に該当することは明らかです。詳しくは、別添「情報提供書」をご覧ください。

4 当社はまた、公開質問状において、当社株式の保有目的に関し、貴社らには変更報告書提出義務違反の疑いがあるとの認識のもと、1 点質問をいたしました（質問事項 3）。

これに対し、貴回答書において、貴社らは「重要提案行為等をおこなうことをその目的とはしておりません」と回答しております。

しかし、貴社らによる今般の株主提案が、「重要提案行為等」に該当することは法文上明らかですので（金商法施行令 14 条の 8 の 2 第 1 項 3 号・4 号）、貴社らの主張は失当というほかありません。違法な事実を糊塗する貴社らの主張からは、貴社らの法令軽視の姿勢が明白に見てとれるものと当社は考えております。詳しくは、別添「情報提供書」をご覧ください。

5 以上より、当社は、高山芳之氏、高山正大氏及び TCS ビジネスアソシエの 3 株主には当社株式に係る大量保有報告書提出義務違反、貴社らには変更報告書提出義務違反の疑いがあることは明白であると認識しており、貴社ら、高山芳之氏及び高山正大氏の金商法に対する遵守姿勢を強く疑問視するものです。

6 以上の事実を踏まえ、以下の質問を行いますので、2021 年 6 月 4 日(金)までにご回答ください。

① 前記の資本関係・支配関係等を前提としてもなお、「高山芳之氏及び高山正大氏個人については、両人間及び他の TCS グループ各社との間において、NC ホールディングスの株式について共同保有する合意をなんらしていない」との主張を維持されるのか否か。

維持されるのであれば、別添「情報提供書」で指摘した各事実について反論したうえで、合意がないことの根拠を具体的にお示しください。

② 新栄実業及び高栄商産は、TCS グループの中核企業ともいるべき TCS ビジネスアソシエ及びハイテクシステム株式会社（提案株主の 1 社でもある）の株式を全て所有しているところ、新栄実業及び高栄商産の 2 社の株主は、前記のとおり、全て高山芳之氏及び高山正大氏の未成年の子です。未成年者に TCS グループの中核企業 2 社を保有する会社の全ての株式を持たせ、自らは法定代理人としてその全権を掌握すること自体、極めて不自然であり、これが適切なのかという問題もありますが、この点を描くとしても、一般に、創業家による資産管理会社の運営は事業承継・相続税対策を目的の 1 つとすることが多いものと理解しております。

つきましては、TCS ビジネスアソシエの株主である新栄実業及び高栄商産の株式を、全て未成年の子に保有させるに至ったプロセス（経緯及び理由）を具体的にご回答ください。

高山芳之氏及び高山正大氏は、貴社らの株主提案における候補者とされていますが、上記の金商法違反の疑いを踏まえると、両名の法令遵守に対する意識については問題視せざるを得ません。高山芳之氏及び高山正大氏の租税法令に対する遵守姿勢についても、取締役としての適格性にかかわる極めて重要な問題ですので、本書において質問させて頂く次第です。

以 上

令和3年6月4日

NCホールディングス株式会社 御中

TCSホールディングス株式会社ほか22社を代表して

TCSホールディングス株式会社

代表取締役 高山芳之

回 答 書

(6月2日付「回答書兼質問書」について)

NCホールディングス株式会社(以下「NCホールディングス」といいます。)より2021年6月2日付で頂戴した「回答書兼質問書」について、当社は、当社ほか22社(以下「当社ら」といいます。)を代表して、以下のとおりご回答いたします。

なお、NCホールディングスは、当社らの代理人弁護士に対し、6月2日付「回答書兼質問書」を2021年6月3日午前0時19分に送付し、その回答を本日6月4日までに求めています。前回「公開質問状」同様に、このように極めて短時間での回答を求めるNCホールディングスの態度それ自体が不誠実・不適当であると言わざるを得ません。

第1 はじめに

回答書兼質問書記載の質問事項に回答するに先立ち、NCホールディングスの指摘事項にはその前提を欠いていると思われる事項が散見されますので、その点まず指摘いたします。その後に、必要な範囲で質問事項についてご回答いたします。

1 高山芳之氏と高山正大氏は別人格であること

「回答書兼質問書」及び「情報提供書」では、その全体として、高山芳之氏と高山正大氏を合わせて「高山兄弟」と称し、あたかも両人が同一人格であるかのように記載しております。

しかしながら、両人が客観的に別人格であることは当然である上、実質的にも、両人はそれぞれ別途の生活・家庭を有し、経済的にも独立し、異なる利害関係を有しております、両人の判断は別個独立しております。また、社会通念に照らしても、兄弟であるというのみでその判断が一になるものではないと考えられます(法律上も、「夫婦」の場合には形式基準に基づき共同保

有関係が肯定されますが、兄弟関係についてそのような規定はありません）。そして、従前より主張しておりますように、両人間でなにか株主権の行使方法等について合意したという事実もありません。

もちろん、兄弟であり、また、TCSグループの役員として、TCSグループの特定の業務に関連して、プライベートでも合意をすることがあり得ます。例えば、ある会社の議決権行使に関し、TCSグループの会社と、「高山兄弟」が合意することもあり得ます。しかし、別人格であり、別の生活・家庭・利害関係をそれぞれ持っているのですから、ある会社に対して、TCSグループとしてのみならず、兄弟としても合意する場合もあれば、個人的には合意しないということもあり得ます。ケース・バイ・ケースの判断となります。

NCホールディングスの主張は、単に高山芳之氏と高山正大氏が兄弟であるというのみをもって、安易に両人の判断が同一となるとするもので、その前提を欠くものと言わざるを得ません。

2 会社取締役としての人格と個人としての人格を同一視していること

「回答書兼質問書」及び「情報提供書」では、高山芳之氏及び高山正大氏が、株主兼取締役であることを理由に、会社と高山両氏個人との共同保有関係を肯定しているように見える記載が散見されます。しかしながら、単に株主兼取締役であることのみを理由に、会社と取締役個人の判断が同一となるものではありません。

「情報提供書」では、一般論として、会社とオーナー経営者が同一の株式を保有している場合に、両者が実質的共同保有者に該当する場合があることが指摘されており、NCホールディングスはかかる一般論に従い、高山両氏と各会社との間の共同保有関係を主張していると考えられます。これについて、確かに代表取締役が会社の100%株主であるような場合には、代表取締役個人が会社の意思決定を単独で決定できますから、会社と代表取締役個人が実質的に共同保有関係にあるといえるかもしれません。

しかしながら、高山芳之氏・高山正大氏は、いずれも、いわゆるTCSグループ各社について単独では過半数の議決権を有しておらず、いずれの会社についても支配権を有しているわけではありません。したがって、そもそも「会社とオーナー経営者が同一の株式を保有している場合」とは前提が異なるものです。すなわち、高山両氏がいずれの会社についても支配権を有していない以上、会社の意思決定は高山芳之氏・高山正大氏の意思とは独立してされるものです。そして、各会社は、高山芳之氏・高山正大氏のいずれとも、株主権を共同して行使する旨の合意をしておりません。かかる実態からすれば、高山両氏と各会社との間に共同保有関係があるものとはいえませ

ん。

NC ホールディングスは、単に高山芳之氏・高山正大氏が T C S グループ 各会社の株式の一部を保有していることをもって、軽率に高山両氏と会社 が共同保有関係にあるものと主張しているものであって、会社（代表）取締 役として人格・判断と個人としての人格・判断を区別しないものと言わざる を得ず、その主張は前提を欠くものです。

なお、このような NC ホールディングスの態度は、「そもそも高山兄弟は、 上記の株主提案を行っている張本人である」（情報提供書 6 頁）という記載 等からも確認することができます。NC ホールディングスに対し株主提案をおこなっている者は、あくまで当社ら合計 23 社ですが、NC ホールディングスはこれをあたかも高山両氏個人が株主提案を実施しているかのように 記載しているのです（高山両氏個人は、NC ホールディングスの株主ではあり ますが、株主提案を行っておりません。）。また、NC ホールディングスは「高山芳之が、本株主提案に先立って本株主提案と同内容の通告を行ったこと」（情報提供書 10 頁）なる指摘をしております。しかしながら、これについても、高山芳之氏が、当社としての決定に基づき、当社の業務として 通告した内容を、あたかも高山芳之氏個人が通告したかのように記載する もので失当と言わざるを得ません（その証拠に、この通告は、当社の別の役 員と共にに行っており、個人的なものではありません。）。NC ホールディングスは、会社（代表）取締役としての人格・判断と個人としての人格・判断を全く区別できていないのです。

3 株式の保有目的について

確かに、当社らは、NC ホールディングスに対して株主提案を実施してお ります。しかしながら、結果として株主提案をせざるを得なくなつたことと、 株式の保有目的は別論です。

当社らは、あくまで大量保有報告書等記載の保有目的で NC ホールディ ングス株式を保有していたところ、NC ホールディングスにおいて看過しが たい事実を確認したために、急遽やむを得ず株主提案を実施したに過ぎま せん。

NC ホールディングスは、たった一度当社らが株主提案を実施したとい う一事をもって、当社らの保有目的を無理矢理に推認するものにすぎず、その 主張は失当であると言わざるを得ません。

なお、既に当社の 5 月 19 日付「NC ホールディングス株式会社取締役会 による当社株主提案への反対意見に関する当社考え方について（詳細版）」 でも詳細に検討・公表させて頂いておりますが、この「重要提案行為等」を 保有の目的とするか否かについての記載欄ですが、一般的に「該当事項なし」

と記載するのは、通常、単に、提出者が、特例報告の対象となる金融商品取引業者等には該当しない、といった程度の意味で、「重要提案行為等」を行うか否かとは、関係がないものと解されております。従いまして、私共の場合、金融商品取引業者等ではありませんから、この欄に「該当事項なし」と記載するのは、万が一に私共が「重要提案行為等」を行うことがあるとしても、何ら不自然不合理なことではありません。

また、第1号様式記載上の注意(11)（「重要提案行為等」の記載欄についての注釈）においても、「第11条第1号から第4号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること」とのみ記載されており、この「第11条第1号から第4号までに掲げる者」とは、金融商品取引業者等を指し、当社など、金融商品取引業者等以外の者に対しては、上記のとおり、この欄を使うことを想定していないものです。

4 その他

(1) TCSビジネスアソシエ社について

同社についても、高山両氏は、（その子らを通じても）いずれも同社の過半数の議決権、すなわち支配権を有しておらず、NCホールディングスの指摘は失当と言わざるを得ません。

TCSビジネスアソシエに関するNCホールディングスの所論は、「高山兄弟」を同一の人格・共同体と見なした上で、その「子ら」を通じて支配しているという主張になりますが、そもそも「高山兄弟」はそのような関係ではありませんので、前提が間違っていると考えます。

(2) 明治機械株式について

NCホールディングスは、明治機械株式について、高山両氏が共同保有関係にあることを指摘しているようです。

しかしながら、これは明治機械株式について個別的に共同保有の合意をしたからこそ共同保有関係にあるに過ぎません。明治機械株式と異なり、NCホールディングス株式等については、このような合意は全く存在しないので、共同保有関係にはありません。

当初から私共が主張しておりますが、NCホールディングスの株式についても、当社らと高山兄弟との間で共同保有の合意が存在するというのであれば、NCホールディングスにおいてかかる合意について具体的に主張すべきものです。

(3) NCホールディングスに関する共同保有関係

NCホールディングスは、NCホールディングス株式について、形式基準によれば共同保有にならない者について、共同保有者として届出されていることを指摘しているようです。

しかしながら、これについても個別的に共同保有の合意をしたからこそ共同保有関係にあるに過ぎません。高山両氏やTCSビジネスアソシエ社は、このような合意をしていないので、共同保有関係にはないことは当然といえます。

第2 質問事項について

1 質問事項①について

上で述べたように、当社らと高山両氏は、NCホールディングスの株式について共同保有の合意をなんらしておりません。

NCホールディングスは、その具体的な根拠を求めているようですが、一般に不存在の証明は困難であり、当社らとしては「ないものはない」と言うよりほかありません。むしろ、そもそも本件において当社らの名誉・信用を毀損する開示をした者は、NCホールディングス（の梶原浩規代表取締役）ですから、かかる事情を踏まえれば、当社らと高山両氏について具体的に主張する責任がある者はNCホールディングスの梶原浩規代表取締役であるといえます。したがって、まずはNCホールディングスの梶原浩規代表取締役において、いつ・どこで・どのような共同保有の合意をしたのか、具体的に主張すべきものと考えます。

上でも述べたように、NCホールディングスの梶原浩規代表取締役は、単に高山両氏が兄弟であるとか、高山両氏が当社らの一部株式を保有しているとか、形式的な事情のみに基づいて軽率に共同保有の合意があるものと主張しているようですが、そのような形式的な事情は、具体的に共同保有の合意を基礎づけるものとはいえません。

2 質問事項②について

当社らとしては、NCホールディングスの指摘を踏まえても、新栄実業及び高栄商産の2社の設立のプロセス等について、当社らとして何らの問題もないと認識しております。

なお、NCホールディングス側の主張を考慮し、未成年の子を仮に親と同一視したとしても、結論的に、NCホールディングスの株主であるTCSビジネスアソシエに対して、高山芳之氏及び高山正大氏が個別に議決権の過半数を有することはありません。

したがって、本書では、これ以上具体的な回答を要さないと考えてお

ります。

第3 おわりに

5月14日以降、NCホールディングスは、当社ら並びに高山芳之氏・高山正大氏及びTCSビジネスアソシエの「金商法違反の疑義」を主張されておりますが、結局、ご主張の2点のうち、①共同保有違反については、ただ「高山兄弟」を一体視してあれこれ述べるのみで、「高山兄弟」が別個の人格であるとすれば成り立たない主張を述べるばかりであり、かつ、具体的な「共同保有」の合意を特定だにしておらず、②保有目的についても、金融商品取引業者等に求められる特例報告に基づく規制と、当社ら一般の保有者を混同するものであり、いずれも、違法を裏付ける事実の摘示はないと考えます。

貴社は、十分な違法事実の確認なしに、5月14日の取締役会決議に基づき「金商法違反の疑義」を開示したのみならず、当社らの警告を無視して、貴社が4000名を超える貴社株主に対し送付した株主総会招集通知の参考書類等において、かかる「金商法違反の疑義」の記載を維持したことは、明らかな信用毀損・名誉毀損・株主権侵害であり、極めて遺憾です。

なお、当社らに提示された貴社代理人が証券取引等監視委員会宛てた「情報提供書」においては、他に有力な「証拠」がないためか、未成年の子の話を持ち出す等、高山芳之氏・高山正大氏らの周囲の者のプライバシーを侵害しかねない態様で様々な事項が記載されております。貴社において、これを公表されるおつもりであろうと理解しています(当社らにおいては、「回答書兼質問書」のみを取り急ぎ開示し、貴社態様に併せて検討しようと考えます。)が、少なくとも、株主提案に直接関与しない者のプライバシーには十分な配慮が必要と考えます。

以上